

提出書類

法定外公共物工事施行許可申請 ※申請書類一式は2部ご用意ください

No.	添 付 書 類		ポ イ ン ト
①	委任状		申請に関わる件について代理人へ委任する時。
②	位 置 図	朱色などで使用位置を表示	住宅地図など。
③	公 図 写 し	朱色などで使用位置を表示	①法務局備え付けのものに限る。②転写年月日、転写者、方位などを必ず記入する。③修正(貼合わせ、文字などを記入)をしたもの不可
④	平 面 図	朱色などで使用位置を表示	工事物件の構造を詳しく記入する。
⑤	断 面 図	朱色などで使用位置を表示	工事物件の構造を詳しく記入する。
⑥	復 旧 図		復旧の平面図及び断面図。
⑦	求 積 図	朱色などで使用位置を表示	通路の場合には、 最大の出入り口の幅 を必ず記入。
⑧	同 意 書	土地改良区域内の場合	①土地改良区(水利権者)の同意書、意見書、許可書などの写しが必要です。②申請書は不可。
⑨	現 況 写 真	東西南北の方向から撮影	①工事ヶ所を朱色で表示する。②カラー(白黒不可)
⑩	写 真 撮 影 方 向 図		写真を撮影した方向を記入する。
⑪	全 部 事 項 証 明 書		①道路、水路、ため池等に地番がある場合。②原本に限る。【地番が無い場合は不要】

道路工事実施協議書 ※道路使用許可が必要な場合(通行規制を行う場合等)に提出してください。(3部) HPでは道路占用許可申請または道路工事等施行承認申請のページに掲載しています。

No.	添 付 書 類		ポ イ ン ト
①	位置図		朱色等で表示、通行止めにより迂回路がある場合は明示
②	安全施設平面図		
③	工事看板詳細図		
④	近隣への通行止めの案内文		

以前協議を行った工事の期間を延長する際は以下の書類を提出してください(3部)

(1)道路工事実施再協議書

(2)前回の協議書(同意印があるもの)の写し

※前回協議書の期間内かつ同一年度内のものに限ります

提出書類

法定外公共物使用許可申請用 ※申請書類一式は2部ご用意ください

No.	添付書類	ポイント
①	委任状	申請に関わる件について代理人へ委任する時。
②	位置図	朱色などで使用位置を表示 住宅地図など。
③	公図写し	朱色などで使用位置を表示 ①法務局備え付けのものに限る。②転写年月日、転写者、方位などを必ず記入する。 ③修正をしたもの不可
④	平面図	朱色などで使用位置を表示 使用物件の構造を詳しく記入する。
⑤	断面図	朱色などで使用位置を表示 使用物件の構造を詳しく記入する。
⑥	構造図	朱色などで使用位置を表示 埋設管などの場合には、①管種②内径③外口径④延長を必ず記入。
⑦	復旧図	復旧の平面図及び断面図。
⑧	求積図	朱色などで使用位置を表示 通路の場合には、 最大の出入口幅 を必ず記入。(通路は、原則1敷地、1ヶ所、6m以下に限る)
⑨	同意書	水路、ため池等の場合 ①土地改良区(水利権者・機能管理者)の同意書、意見書、許可書などの写しが必要です。②申請書は不可(受付印が押印してあっても不可。)
⑩	現況写真	東西南北の方向から撮影 ①使用位置を朱色で表示する。②カラー(白黒不可)
⑪	写真撮影方向図	写真を撮影した方向を記入する。
⑫	全部事項証明書	道路、水路、ため池等 ①道路、水路、ため池等の地番がある場合。②原本に限る。【地番がない場合は不要】
⑬	使用料免除申請書	使用料が免除となる場合(使用物件が給排水管、ガス管などの引込管、幅6m以下の通路など)
⑭	放流水の水質確保に関する誓約書	合併浄化槽処理水を水路に放流する場合
⑮	合併浄化槽認定シート	20人槽以下。
⑯	下水道関係書類	下水道認可区域外 下水道認可区域外の証明書「下水道課にて証明書を発行してもらう」
		下水道認可区域内 下水道認可区域内の側溝放流への誓約書(別紙)
⑰	その他	つくば市外在住者 住民票(原本)
		法人 現在事項全部証明書(原本)

(出入口)

- ・原則は1敷地につき出入口1ヶ所、出入口幅は6m以下となります。
(2ヶ所以上又は6mを超える場合には、協議が必要です)
- ・20 t の荷重に耐えられる構造にする事。(例：長尺U字溝KUR、ボックスカルバートなど)
- ・手続きの流れについては右記の【水路を出入口として使用したい場合】を参考にして下さい。

(合併浄化槽処理水の放流)

- ・道路を横断しての接続は認めない。
- ・個人住宅に限り特例として認める。(営業等は不可)
(店舗兼住宅については、業務用の排水がないときは、個人住宅とみなし認める。)
- ・20人槽以下に限る。
- ・下水道の認可区域内の場合の許可期間については、公共下水道が整備される期間までとする。

(雨水の放流)

- ・雨水の放流は認めない。

【但し、土地改良区域内で当該土地改良区が承認した場合は、この限りではない】

(その他)

- ・境界が不明なものについては、必ず境界の確定をする事。
- (測量費用については、申請者で負担する事)
- ・交通規制を実施する場合は道路工事实施協議書を提出してください。
- ・申請書は、工事着手する30日前までに必ず提出してください。
- ・提出部数は、【申請書＝2部】、【道路工事实施協議書＝3部】です。

水路を出入口として使用したい場合

